

広報

こいのわ

6月1日

昭和57年(1982) No.666

編集

越谷市役所企画部広報課

1日・15日
毎月2回発行



苗はこうして 植えるんだよ



マイペースであつみのある人
生をすごしたい、と尾関さん

ところで、子どものころから熱中
していた野球を今も続けています。
南中・越谷北高時代の同窓生13人が
集まって、昨年新越谷ライナーズと
いうチームを結成し、日曜日に試合
をしていました。試合は主に市内の公

とかく若者は市政に参加する機会
も少なく、私たちの世代は三無主義
という言葉で表現された世代です
が、みんな心中に熱いものがある
はずです。もっと今のやわらかい頭
を活用して市政をみつめいいきたい
と思います。そしてあつみのある人
生をすごしたいと思っています。

「田植えを肌で感じよう」と宮本町4丁目子ども会では5月23日
田植えをしました。生活文化の伝承・親と子のコミュニケーション
を図ろうと、約60haの休耕田を昨年の11月から田起ごしをして準備
しました。島村市長も50人の子どもたちといっしょに、五月晴れの
下でもち米の苗を植えました。秋の収穫が今から楽しみです。

広報の活字が大きくなりました

若い発想で 市政をみつめよう

登戸町二の五
尾 関 誠
(25歳)

若い……今は人生の中で最もき
らめいている瞬間を生きている。

越谷と私の出逢いは小ぶりの時でし
た。当時(15年前)は、まわりに家が
建てこんでいることもなく、空き地
で野球をしたり、いたとこを水を流
れる素振りの用水で魚釣りをしたり
して自然の中でのびのび遊び興じ
たものです。もちろん不満がなかっ
たわけではありません。近づくは店
が少なかったし、道路は舗装路が少
なく砂利道ばかりで、晴れると砂ぼ
こり、雨が降ると泥ろんと道といっ
た真合で、都内から越してきた私に
とっては生活環境の変化にまどつ
たものです。

ところで、子どものころから熱中
していた野球を今も続けています。

南中・越谷北高時代の同窓生13人が
集まって、昨年新越谷ライナーズと
いうチームを結成し、日曜日に試合
をしていました。試合は主に市内の公

園のグラウンドを利用しています
が、月に1回程度しか利用できな
ので、市内で野球のできるグラウン
ドがもう少し増えたらなあと想いま
す。

公園といえば、みんなが憩え、休
憩できるようなものが望まれている
と思います。たとえば、ベンチ(そ
れもカラフルな)がたくさん置いて
あったり、樹木がいっぱいあつたり
うべだらうと考えることができます
まん中には噴水があるよつた公園が
駅から近いところにあれば通勤の帰
りにでもよって、どんなに心がやす
らかに過ごせるのです。しかし、何も歐米や都内にあるような
公園をつくるのは難しいということ
ではなく、越谷独自のユニークな個性
に満ちたものを望むのです。市の木
けやきを配した「けやき公園」、市
花菊を配した「菊花壇公園」、アス
レチックなどの公園にければなん
なんていのも一つの発想だと思います
のです。

越谷と わたし

95 ◇◇

「越谷とわたし」は、あなたの
コーナーです。みなさんの投稿を
お待ちしています。字数は900字
程度です。

広報課

市の人口

(昭和57年5月1日現在)
(住民基本台帳)

前月比

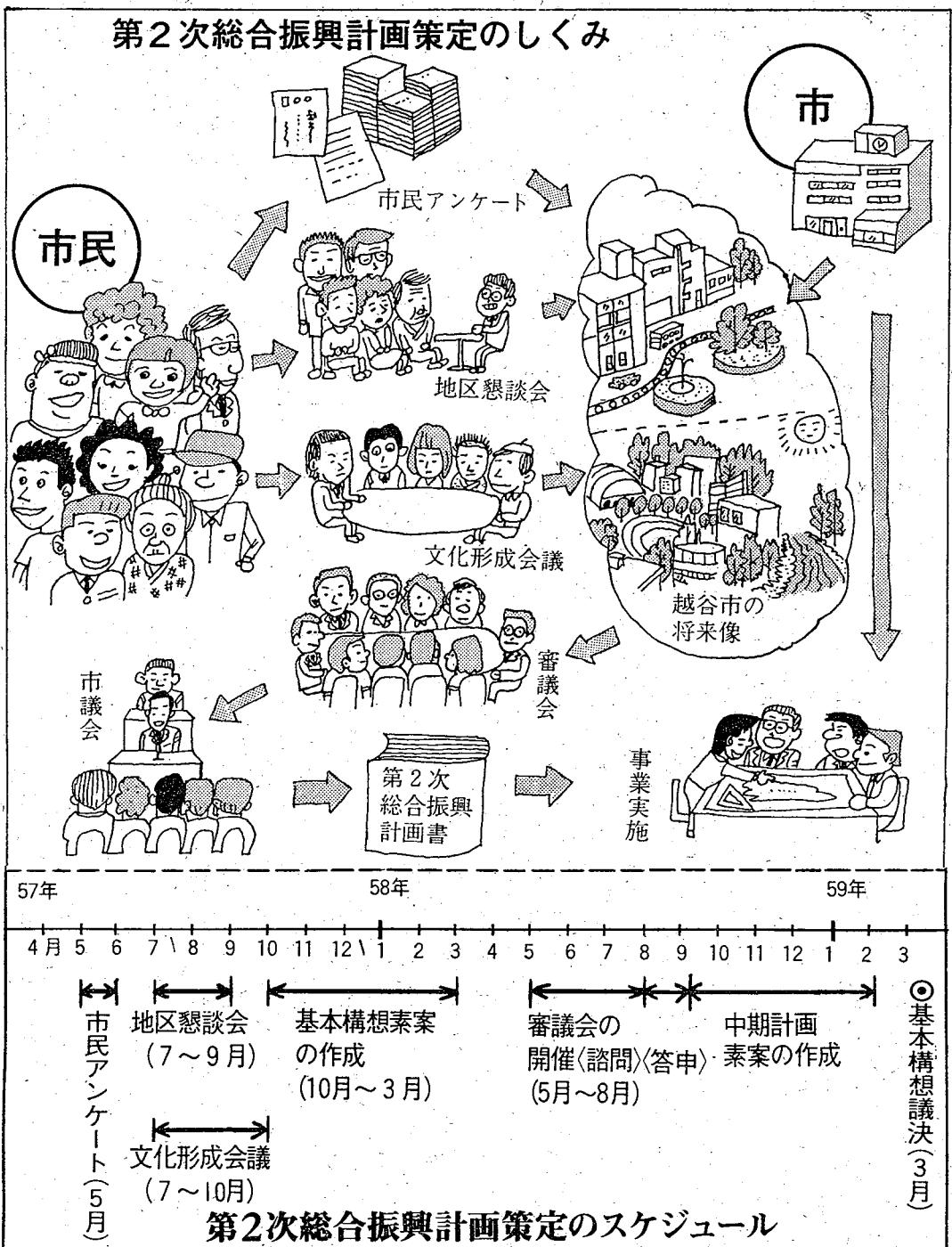
総人口	23万0747人	1091人増
男	11万6485人	577人増
女	11万4262人	514人増
世帯数	6万7504世帯	436世帯増

*市の人口が23万人になりました

21世紀をめざして

第2次総合振興計画を策定

市では、「健康で文化的な生活が送れる魅力的なまちづくり」をめざして、西暦2000年(昭和75年)を目標にした第2次総合振興計画を策定することになります。計画の策定にあたっては、広く市民のみなさまのご提案やご意見をいただきながら、市民のみなさんとともにまちづくりを考え、策定していきます。



だきながら、長期的な展望の上に立て、新たに第2次総合振興計画を策定していきます。

西暦2000年

(昭和75年)

を目標にした計画

第2次総合振興計画は2世紀に向けて、西暦2000年(昭和75年)を目標にした計画です。

これは市のまちづくりの基本方針を示すもので、いわば「越谷市のまちづくりの基本理念」といえるもの

です。

これをもとに、文化づくりにあたっての課題や文化形成のある方、また快適で文化的な環境つくりの方

がたからご提案やご意見をいただき、第2次総合振興計画に反映させていきます。

この会議は7月ごろから4回程度

を開く予定です。

第2次総合振興計画は市民参加を基調にします

開く予定です。

第2次総合振興計画には市が行う施策だけでなく、国や県などに要望しなければならないことを含まれます。また市民のみなさん企業とが分担、協力をし、解決しなければならないことも含まれ、みんなが安心して快適な生活ができる、将来的にたって住み続けたいまちづくりのため、昭和47年6月に越谷市総合振興計画——基本構想——を策定し「水と緑と太陽に恵まれた近代的住宅都市」をめざして、市民のみなさんのご理解とご協力をいたしましたが、計画的にまちづくりを進めきました。

さらに、このまちづくりの指針といふべき基本構想に基づき、計画的具体的施策・事業を明らかにし、市民のみなさんとの理解とご協力をいたしましたが、計画的に進めてきました。

このまちづくりは上図のよう

に、市民のみなさんといっしょにこれからあげていく計画です。

第2次総合振興計画は、市民の生活に密着した計画です。したがって第2次総合振興計画は、市民のみなさんといっしょにこれからあげていく計画です。

第2次総合振興計画には市が行う施策だけでなく、国や県などに要望しなければならないことを含まれます。この素案は学識経験者、各種団体の代表者、市議会議員等で構成される審議会で、市長の諮問による審議されます。審議会の結果を得て市議会にかけられ、議決を得て最終的な第2次総合振興計画——基本構想——ができるります。

第2次総合振興計画は、市民のみなさんといっしょにこれからあげていく計画です。

この会議は7月ごろから4回程度

を開く予定です。

第2次総合振興計画について、今後も継続的に広報こしがやでお知らせしていきますので、ご協力をねらせていただきます。

年2か年でつづらあけていきます。

57年度から58年度にかけて

計画づくつは2年間で

あります。

第2次総合振興計画は57年度、58年度の2か年でつづらあけていきます。

57年度から58年度にかけて

市税条例の一部改正

今年度も地方税法の一部改正に伴い、市税条例の一部が改正されました。主な改正点と税額の算出等について次とおりです。

個人市民税

○所得割の非課税基準の引上げ

昭和56年度に低所得者の負担を軽減するため、所得の金額が27万円に家族数(本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数)を乗じて得た金額以下の人に於いては所得割が課税されませんが、57年度は前記の金額にさらに9万円を加えた金額以下の場合まで課税されません。これを夫婦子2人のサラリーマンの収入であらわすと約188万5000円(56年度は175万7000円)の人まで課税されません。

○寡夫控除制度の新設

父子家庭の措置として新たに寡婦と同様21万円の所得控除が行われます。

▶市民税の算出方法

市民税は57年1月1日現在越谷市に住所のある個人に対して課税され、「均等割」とその人の所得金額に応じてかかる「所得割」の2つから計算されます。

また、市民税と県民税を含めて課税されます。

$$\text{①均等割} = 1500\text{円} (\text{県民税均等割} 500\text{円}) \quad \text{②所得割} = (\text{所得金額} - \text{所得控除}) \times \text{税率} - \text{速算控除額}$$

課税所得金額

固定資産税

○負担調整率の細分化

昭和57年度は、固定資産税の評価倍の年に当たり、土地、家屋(57年度からの新・増分)の評価額がある程度上昇しました。これに伴う適切な税負担を求めるための負担調整措置が細分化されました。

宅地等に係る負担調整率

上昇率	負担調整率	農地に係る負担調整率
1.3倍以下のもの	1.1	1.15倍以下のもの
1.3倍を超えるもの	1.15	1.15倍を超えるもの
1.5倍を超えるもの	1.2	1.2
1.7倍を超えるもの	1.25	1.3倍を超えるもの
1.9倍を超えるもの	1.3	1.5倍を超えるもの

上昇率の求め方 = $\frac{\text{57年度評価額}}{\text{56年度課税標準額}}$

○市街化区域農地に対する課税の適正化措置(宅地並み課税)

越谷市など三大都市圏の特定の都市に所在する市街化区域農地に対する宅地並み課税が昭和57年度から実施されることになりました。

課税の適正化に当たっては、現に耕作しており、10年間引き続き営農を継続する場合は、農業委員会を通じて市長に申告し、市長は農地課税審議会の議を経て認定したものについては、固定資産税又は都市計画税と農地課税相当額との差額に相当する額の徴収が猶予され、引き続き5年間農地として保全されたとして市長の確認を受けた時は、徴収猶予額は免除される制度がとられています。

なお、認定される時の面積用件は、一団の農地又は一農家の經營規模面積が、990m²以上であることなどが対象です。*なお、宅地並み課税については広報こしがや5月1日号に掲載しておりますので参考にしてください。

▶固定資産税の算出方法

昭和57年1月1日現在、越谷市に土地、家屋又は償却資産を所有している方に課税されます。

$$\text{固定資産税額} = \text{57年度課税標準額} \times \text{税率} \quad (\frac{1.4}{100})$$

都市計画税

市街化区域内の土地および家屋を所有している方に課税されます。固定資産税と同様、負担調整措置がとられます。

▶都市計画税の算出方法

$$\text{都市計画税} = \text{57年度課税標準額} \times \text{税率} \quad (\frac{0.2}{100})$$

問合せ 市民税・国民健康保険税について市民税課 固定資産税について資産税課 納税について主税課

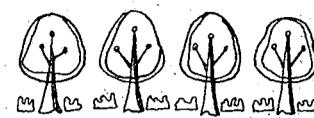
昭和57年度

市税の納税通知書を送付します

昭和57年度市税(市県民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税)、および軽自動車税の納税通知書を6月16日に納税者のみなさんに送付いたします。

市税は、私たちが毎日の生活を健康で、快適な住みよいまちづくりの資金として活用される大切な財源です。

納期内の納税にみんなが心がけるようご協力ください。



来年3月までの10回
市税の納期は6月から

越谷市では、納税者のみなさんが毎月税金を計画的に納めやすいようにして、市県民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税を一つにまとめ、一枚の納税通知書による通知で、毎月の納税を実施していくなど、集合徴収制度を実施しています。

あなたはどの方法で納めますか

第一期の6月には、納税通知書のほか、各期ごとに納められる単期用納付書と、年税額を一度に納められる全期用納付書の二種類を送付します。いずれかの方法で納付してください。

①全額納付

第一期の納期限6月30日までに年税額を一度に納めると、市長が

税固定資産税(都市計画税を含む)

について、それぞれ200万円ま

で対して前納奨励金が交付され

ます。前納される場合は、報奨金

を計算した金額納付用の納付書を

ご利用ください。

6月には第一期から4期までの納付書を送付します。各金融機関

で納期内に納付してください。

なお5期から7期は10月、8

月に一期から10期を二括して送付

します。

③納税組合に加入

納付書を送付します。各金融機関

で納付してください。

④□座振替により納付

□座振替を利用の方には、納

通書のみ送付します。各期別で

とにあなたの預金から振替られま

すので、年税額、期別税額を確

認のうえ預金の準備をお願いしま

す。(□座振替の方は全期前納の

取り扱いはさせません)

取り扱いはさせません)</p

